

『宍粟市環境基本計画（第3次）の策定について』

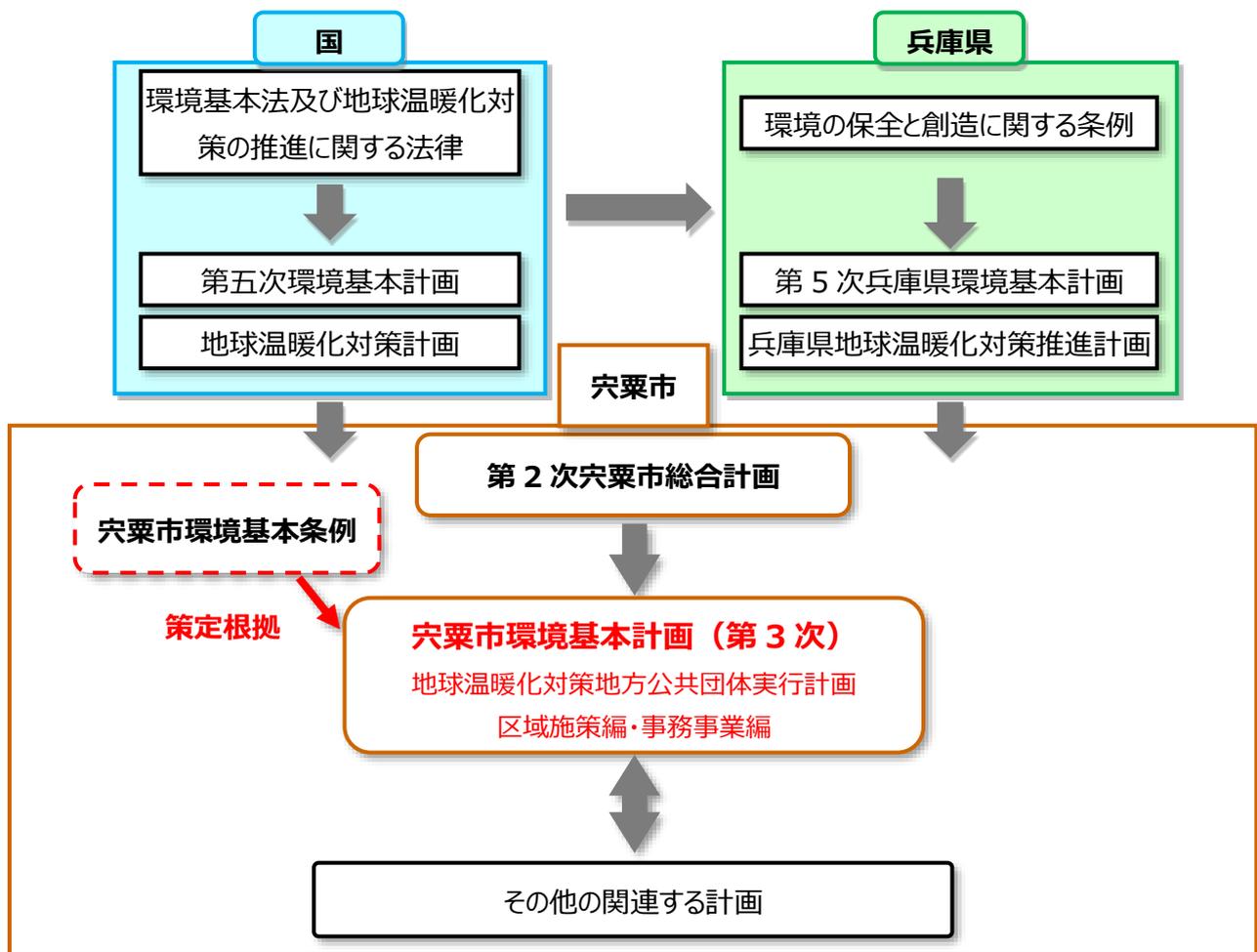
1. 計画の策定の趣旨

宍粟市では、2010年に「宍粟市環境基本計画」、2016年に「宍粟市環境基本計画（第2次）」を策定し、市内の環境の保全に向けた取り組みを進めてきました。この度、「宍粟市環境基本計画（第2次）」が2020年度をもって計画期間が満了となることから、国内外の環境に関する動向、国や兵庫県、宍粟市の他の関連計画の内容を踏まえた2021年度以降の新たな環境基本計画を策定します。

2. 計画の位置付け

「宍粟市環境基本計画」は、「宍粟市環境基本条例」の第7条に基づき、『環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画』として策定するものです。同時に、「第2次宍粟市総合計画」の理念を環境の側面から実現していくための基本的な計画となります。（なお、「第2次宍粟市総合計画」については、現在、後期計画の策定作業が進められているため、「宍粟市環境基本計画（第3次）」においても整合を図っていきます。）

また、「地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）」に基づく、「地球温暖化対策実行計画（区域施策編及び事務事業編）」もあわせて策定すると同時に、宍粟市の他の関連計画との整合を図り、環境の保全と創造に取り組むものです。



3. 計画の期間

「第2次宍粟市総合計画（後期計画）」と整合を図り、2021年度から2025年度の5年間の期間とします。

年度	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
計画 期間	「第2次宍粟市総合計画」 (前期計画：2016年度～2020年度)					「第2次宍粟市総合計画」 (後期計画：2021年度～2025年度)				
	「宍粟市環境基本計画（第2次）」 (現行計画：2016年度～2020年度)					「宍粟市環境基本計画（第3次）」 (次期計画：2021年度～2025年度)				

4. 計画の策定に向けたアンケート調査

「宍粟市環境基本計画（第3次）」の策定に向け、市民、事業者、小学生、高校生を対象とした環境に関するアンケート調査の実施を予定しています。調査の概要については、以下の通りとなります。

区分	調査概要
市民	<ul style="list-style-type: none"> ●調査対象：市民 2,000 人 ●調査方法：郵送による配布回収
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●調査対象：市内事業者 300 社 ●調査方法：郵送による配布回収
小学校・高校	<ul style="list-style-type: none"> ●調査対象：小学校 12 校、高校 3 校 (小学 5 年生：300 人程度、高校 2 年生：300 人程度を想定) ●調査方法：学校を通じた配布回収

5. 計画の策定スケジュール

現時点における、「宍粟市環境基本計画（第3次）」の策定スケジュールについては、以下の通りとなります。

年度	開催時期	主な審議内容
2020	第1回（7月上旬頃）	<ul style="list-style-type: none"> ●宍粟市環境基本計画（第3次）の策定の概要 ●アンケート調査内容
	第2回（8月下旬頃）	<ul style="list-style-type: none"> ●計画策定に向けた基礎調査結果 ●温室効果ガス排出量の推計結果
	第3回（10月下旬頃）	<ul style="list-style-type: none"> ●アンケート調査結果 ●計画（骨子案）の内容
	第4回（12月中旬頃）	<ul style="list-style-type: none"> ●計画（案）の内容
2021	第5回（2月中旬頃）	<ul style="list-style-type: none"> ●パブリックコメントの実施結果・対応案 ●計画の内容

6. 国内外における環境に関する主な動向

(1) 持続可能な開発目標【Sustainable Development Goals : SDGs】

「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が 2015 年 9 月に国連サミットで採択され、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、17 の目標と 169 のターゲットから構成される「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals : SDGs)」が掲げられました。「SDGs」は、発展途上国、先進国の全ての国に適用される普遍的な目標であり、環境・経済・社会の広範囲な課題の解決に向けて、統合的に取り組んでいくことを目指しています。

国は 2016 年 5 月に「持続可能な開発目標 (SDGs) 推進本部」を内閣に設置し、同年 12 月に「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針」を作成、2019 年 12 月に指針の改定を行っています。



「SDGs」の 17 目標

出典：国際連合広報センター

(2) 地球温暖化

2015 年 12 月に「国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21)」で、2020 年以降の地球温暖化対策に関する法的な枠組となる「パリ協定」が採択されました。同協定は、世界の平均気温の上昇を産業革命以前から 2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力を追求する 2℃目標を掲げ、今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする目標が盛り込まれています。

国は、「地球温暖化対策の推進に関する法律 (地球温暖化対策推進法)」に基づいて 2016 年 5 月に「地球温暖化対策計画」を策定し、温室効果ガスの排出量を 2030 年度時点で、2013 年度と比べ、26%削減するための取り組みを進めていくこととしています。

一方、地球温暖化が原因と考えられる豪雨や猛暑日の増加などの影響に対する適応策について、「気候変動適応法」が 2018 年 12 月に施行され、同法律に基づいて「気候変動適応計画」が策定されています。同計画では、地方公共団体に対し、地域版の気候変動適応計画を策定して取り組みを進めていくことを求めています。

兵庫県においては、2017 年 3 月に策定された「兵庫県地球温暖化対策推進計画」で、2030 年度に温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 26.5%削減することとし、「温暖化からひょうごを守る適応策基本方針」が示されています。

(3) プラスチックごみ

近年、世界的にも話題となっている海洋ごみの中でも、プラスチックごみによる汚染がグローバルアップされ、中でもマイクロプラスチック（5mm以下の微細なプラスチックごみ）による生態系への影響が懸念されています。

国際社会では、2019年6月の「G20大阪サミット」で、2050年までにプラスチックによる追加的な海洋汚染をゼロにすることを含む首脳宣言が採択され、プラスチックごみの課題の解決に向けた取り組みが加速しつつあります。

そうした中、国は、2019年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、2030年までにワンウェイプラスチックを累積で25%排出抑制、容器包装の6割をリユース・リサイクル、バイオマスプラスチックの再生利用の倍増と約200万トンの導入などを目標に掲げています。

(4) 食品ロス

まだ食べることができる食品が大量に廃棄される食品ロスについては、資源の無駄（事業コスト・家計負担の増大）、環境負荷の増大等の問題があり、「SDGs」を中核とした「持続可能な開発のための2030アジェンダ」においても言及されています。

国は2018年6月に策定した「第四次循環型社会形成推進基本計画」で、「SDGs」の指標（インディゲーター）を踏まえ、家庭から由来する食品ロス量について、2030年度時点で2000年度比で半減させることを目標として掲げています。また、2019年10月1日に「食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）」を施行すると同時に、10月を「食品ロス削減月間」、10月30日を「食品ロス削減の日」と定め、啓発資材の提供、イベント等の開催をはじめとする食品ロスの削減に向けた普及啓発を推進するとしています。

(5) 第五次環境基本計画

国は、「環境基本法第15条」に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めた「第五次環境基本計画」を2018年4月に策定しています。

【目指すべき社会の姿を達成するためのアプローチ手法】

- ◆「SDGs」の考え方を活用し、「環境・経済・社会」の統合的向上の具体化のため、分野横断的な6つの「重点戦略」を設定し、環境政策による「経済社会システム」、「ライフスタイル」、「技術」等のあらゆる観点からイノベーションを創出する。
- ◆経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげる。
- ◆地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を提唱し、各地域が「自立・分散型の社会」を形成しつつ、地域資源を持続可能な形で最大限活用することで、「経済・社会活動」をも向上させる。
- ◆地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取り組みを推進するとともに、より幅広い関係者との間で連携を図っていく。



地域循環共生圏

「地域循環共生圏」のイメージ

出典：「第五次環境基本計画」の概要

6つの重点戦略

<p>①持続可能な生産と消費を実現する グリーンな経済システムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ E S G投資、グリーンボンド等の普及・拡大 ○ 税制全体のグリーン化の推進 ○ サービス化、シェアリング・エコノミー ○ 再エネ水素、水素サプライチェーン ○ 都市鉱山の活用 等  <p>洋上風力発電施設 (H29環境白書より)</p>	<p>②国土のストックとしての価値の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 気候変動への適応も含めた強靱な社会づくり ○ 生態系を活用した防災・減災 (Eco-DRR) ○ 森林環境税の活用も含めた森林整備・保全 ○ コンパクトシティ・小さな拠点+再エネ・省エネ ○ マイクロプラを含めた海洋ごみ対策 等  <p>土砂災害防除緑保実林 (鳥取県「1」より)</p>
<p>③地域資源を活用した持続可能な地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における「人づくり」 ○ 地域における環境金融の拡大 ○ 地域資源・エネルギーを活かした収支改善 ○ 国立公園を軸とした地方創生 ○ 都市も関与した森・里・川・海の保全再生・利用 ○ 都市と農山漁村の共生・対流 等  <p>バイオマス発電所 (H29環境白書より)</p>	<p>④健康で心豊かな暮らしの実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 持続可能な消費行動への転換 (倫理的消費、COOL CHOICEなど) ○ 食品ロスの削減、廃棄物の適正処理の推進 ○ 低炭素で健康な住まいの普及 ○ テレワークなど働き方改革+CO2・資源の削減 ○ 地方移住・二地域居住の推進+森・里・川・海管理 ○ 良好な生活環境の保全 等  <p>森・里・川のつながり (環境省HPより)</p>
<p>⑤持続可能性を支える技術の開発・普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 福島イノベーション・コースト構想→脱炭素化を牽引 (再エネ由来水素、浮体式洋上風力等) ○ 自動運転、ドローン等の活用による「物流革命」 ○ バイオマス由来の 化成品創出 (セルロースナノファイバー等) ○ AI等の活用による生産最適化 等  <p>セルロースナノファイバー (H29環境白書より)</p>	<p>⑥国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境インフラの輸出 ○ 適応プラットフォームを通じた適応支援 ○ 温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」シリーズ ○ 「課題解決先進国」として海外における「持続可能な社会」の構築支援 等  <p>日中両国・自衛隊フォーラムに出した中日環境人日 (環境省HPより)</p>

「第五次環境基本計画」の6つの重点戦略

出典：「第五次環境基本計画」の概要

(6) 第5次兵庫県環境基本計画

兵庫県は、国の「第五次環境基本計画」の流れを汲んだ「第5次兵庫県環境基本計画」を2019年2月に策定しています。

同計画では、基本理念に『環境を優先する社会へ地域が先導し、“恵み豊かなふるさとひょうご”を次代につなぐ』を掲げるとともに、『地域資源の循環とネットワーク化』、『環境・経済・社会の統合的向上』、『地域力の発揮』、『恵み豊かなふるさとひょうごの実現』を目指すこととしています。



「地域資源の循環とネットワーク化」のイメージ

出典：「第5次兵庫県環境基本計画」

<p>方針① 環境・経済・社会の統合的向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境・経済・社会の諸課題は密接に関係 ○人口の減少や偏在、高齢化等により、地域コミュニティの弱体化など経済・社会的課題が深刻化するなか、社会経済システムに環境配慮を盛り込む必要 ○活力ある地域社会づくりの観点から、社会・経済的課題の解決に資する統合的な取組が求められている 例) グリーンインフラの整備 	<p>方針② 環境の視点からの地域創生の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境・経済・社会の全ての面において持続可能な、魅力ある地域づくりを進める ○自然環境や文化、地域風土や伝統文化、人材等、地域資源を生かしながら地域を活性化 例) ゴビエ利用拡大 ○自立・分散型エネルギーの導入等によって、域外への資金流出を抑制し、地域の経済循環や雇用を確保 ○環境負荷に対する代替措置の仕組みづくり 例) CO₂削減のための新たな基金の創設
<p>方針③ 対話と連携・ネットワークの重視</p> <ul style="list-style-type: none"> ○課題解決には多様な主体の参画・協働が重要 例) IGES・企業の低炭素技術移転、県・市町の連携強化 ○「自然的つながり」(森・川・里・海)、「経済的つながり」、「人のつながり」など、多様なつながりの活用 ○各地域が特性を生かして自立・分散型の社会を形成しつつ、近隣地域等と広域的なネットワークを形成し、相互に補完し支え合う「地域のつながり」を形成 例) 地域循環共生圏 ○丁寧な説明や意見交換の場 例) 太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例、産廃紛争予防調整条例 	<p>方針④ 持続可能な社会づくりを先導する人材育成の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の環境保全・創造に係る実践的活動を担う人材に加え、従来の活動・事業の転換や新たな事業の起業などを通じて、持続可能な社会づくりを牽引することのできる人材の育成 例) 再エネ等事業化人材の育成 ○乳幼児期や学齢期からの参加・体験型の学習の実践と指導者の育成 ○大学・大学院等での専門的かつ実践的な教育 ○社会人が専門的な知識を獲得し必要なスキルを向上させることのできる学習機会の提供 ○シニア世代の掘り起こしと活躍支援
<p>方針⑤ 技術革新(イノベーション)の普及・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地球規模での課題の解決や、環境・経済・社会の統合的な問題解決・向上を図るためには、既存技術だけでなく、革新的な科学技術によるイノベーションが不可欠 例) 水素社会、ICTを用いた鳥獣対策 ○最先端科学技術の社会実装・取組への積極的な組み込み ○革新的技術・先導的システムの海外諸国へ提供 	<p>方針⑥ 強靱性(レジリエンス)の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境・経済・社会の統合的向上や地域創生を進める上では、県民にとって安全・安心な県土空間の確保が基本で、強靱性(レジリエンス)の向上が必要 例) 災害に強い森づくり等豪雨対策、温暖化からひょうごを守る適応策、再評価を活用した災害時のエネルギー確保、災害廃棄物処理、防災対策

分野横断的な取組の推進(6つの方針)

出典：「第5次兵庫県環境基本計画」